

## VI その他の改正

### 1 電子情報処理組織（e-Tax）による申告の特例制度の創設

#### 〔創設された制度の概要〕

##### (1) 電子情報処理組織（e-Tax）による申告

特定法人である内国法人の法人税及び地方法人税の申告については、中間申告書若しくは確定申告書若しくはこれらの申告書に係る修正申告書（以下「納税申告書」といいます。）に記載すべきものとされている事項（以下「申告書記載事項」といいます。）又は納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下「添付書類」といいます。）に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（以下「添付書類記載事項」といいます。）をあらかじめ税務署長に届け出て（注）行う電子情報処理組織を使用する方法により提供することにより行わなければならないこととされました。この改正により、特定法人である内国法人の法人税及び地方法人税の申告については、原則として、納税申告書を書面により提出することができないこととされました。ただし、それらの申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクを提出する方法により行うことができます（法75の3①、地方法19の2①、法規36の3の2⑤、地方規8⑤）。

また、これらの方法により行われた申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、法人税法、地方法人税法及び国税通則法その他の法人税及び地方法人税の申告に関する法令の規定を適用することとされました（法75の3③、地方法19の2③）。

（注） 特定法人である内国法人が電子情報処理組織を使用して申告書記載事項又は添付書類記載事項を提供しようとする場合における届出その他の手続については、その届出を行おうとする法人の名称、住所及び法人番号等の事項をあらかじめ税務署長に届け出るなど国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第4条の規定の例によるものとされ、同条第1項の届出は、内国法人（受託法人を除きます。）が次表に掲げる法人に該当する場合には、次表に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次表に掲げる届出期間内に行わなければならないこととされました（法規36の3の2①②、地方規8①②）。

法 人	届 出 期 間
① 資本金の額又は出資金の額が1億円を超えることとなった法人（②に掲げる法人を除きます。）	その超えることとなった日から1月
② 新たに設立されたその設立の時における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人（公益法人等を除きます。）	その設立の日から2月
③ 新たに設立された保険業法に規定する相互会社	
④ 新たに設立された投資法人	
⑤ 新たに設立された特定目的会社	
⑥ 新たに収益事業を開始した公益法人等でその開始の時における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人	その開始した日から2月
⑦ 公益法人等（収益事業を行っていないものに限りです。）に該当していた協同組合等のその協同組合等に該当することとなった時における出資金の額が1億円を超える場合におけるその協同組合等	その該当することとなった日から2月

##### (2) 特定法人

特定法人とは、次のイからニまでに掲げる法人（人格のない社団等及び受託法人を除きます。）をいいます（法3、75の3②、地方法3、19の2②、法令14の10⑥、地方令2②）。

- イ 事業年度開始の時における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- ロ 保険業法に規定する相互会社
- ハ 投資法人（上記イに掲げる法人を除きます。）
- ニ 特定目的会社（上記イに掲げる法人を除きます。）

### (3) 電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例

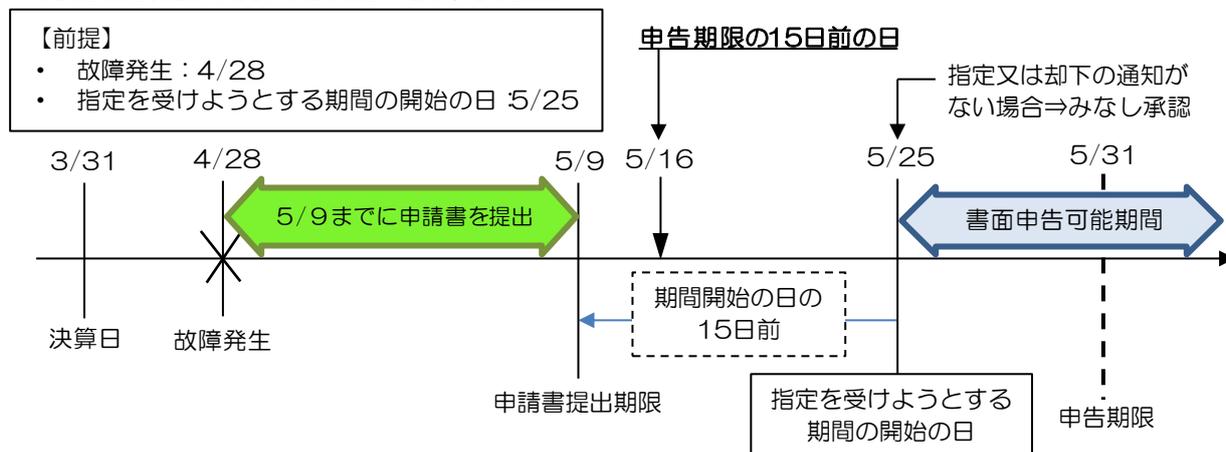
特定法人である内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により、電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、上記(1)を適用しないで書面により納税申告書を提出することができる場合において、上記(1)を適用しないで書面により納税申告書を提出することについて税務署長の承認を受けたときは、その税務署長が指定する期間内に行う申告について書面により提出することができることとされました（法 75 の 4 ①、地方法 19 の 3）。

なお、この特例の承認を受けようとする内国法人は、この特例の適用を受けることが必要となった事情、この指定を受けようとする期間等を記載した申請書に一定の書類を添付して、その指定を受けようとする期間の開始の日の 15 日前までに、税務署長に提出しなければならないこととされ、電気通信回線の故障、災害その他の理由が生じた日が確定申告書の提出期限の 15 日前の日以後である場合において、その提出期限がその指定を受けようとする期間内の日であるときは、その期間の開始の日までに、その申請書を税務署長に提出しなければならないこととされました（法 75 の 4 ②、地方法 19 の 3）。

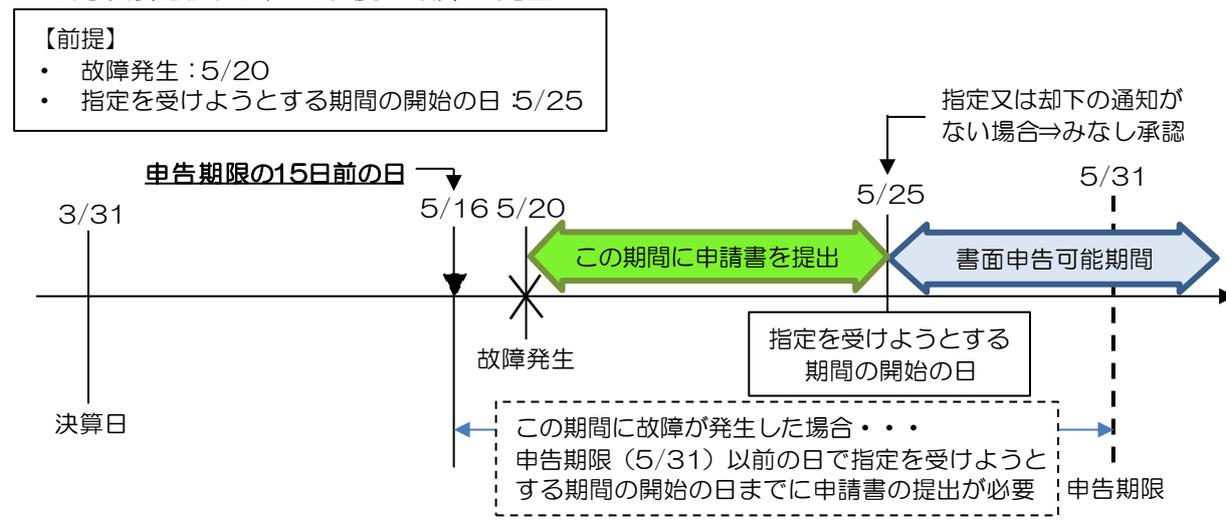
この特例を適用するためには、その申請書が申請書の提出期限までに税務署へ到達する必要があります（平 18 国税庁告示第 7 号）。

《イメージ図》

#### <3月決算法人で5/15以前に故障が発生>



#### <3月決算法人で5/16以後に故障が発生>



### (4) 租税特別措置法等の規定の適用を受ける場合の申告の特例

特定法人である内国法人が、租税特別措置法等の法人税法の特例その他法人税又は地方法人税に関する特例を定めている一定の規定の適用を受ける場合の申告については、それらの規定による添

付書類記載事項が記載された添付書類を、上記(1)の添付書類記載事項が記載された添付書類と同様に電子情報処理組織を使用する方法により提供すること又は添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープ若しくは磁気ディスクを提出する方法により行うこととされました（措法 68 の 4、震災特例法 22 の 2、租特透明化法 3 ④）。

### 《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（法 81 の 24 の 2、81 の 24 の 3、措法 68 の 112、震災特例法 30 の 2）。

- ◆ 本制度のご利用に当たっては、国税庁ホームページの次の URL（平成 30 年 4 月 27 日現在）もご覧ください。

<http://www.e-tax.nta.go.jp/hojin/gimuka/index.htm>

### 〔適用時期〕

平成 32 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます（改正法附則 1 セイ・ロ・ホ～ト、31、36、42①、102、117、123、124②④）。

## 2 組織再編税制に関する適格要件の見直し等

(1) 組織再編税制に関する適格要件について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
組織再編税制に関する適格要件の見直し（法 2 十二の八ロ・十二の十一ロ・十二の十四ロ・十二の十七ロ・十二の十八ロ、法令 4 の 3 ④三・四・⑧四・五・⑮四・五・⑳三・四・㉔三・四、改正法附則 20、改正法令附則 3）	○ 組織再編税制に関する適格要件について、次のとおり見直しが行われました。 イ 従業者従事要件及び事業継続要件について、合併法人、分割承継法人、被現物出資法人、株式交換等完全子法人及び株式移転完全子法人との間に完全支配関係がある法人を含めて判定することとされました。 また、組織再編成の後に適格合併を行うことが見込まれている場合には、その適格合併に係る合併法人との間に完全支配関係がある法人を含めて判定することとされました。	平 30. 4. 1 以後に行われる合併、分割、現物出資、株式交換等及び株式移転について適用され、同日前行われた合併、分割、現物出資、株式交換等及び株式移転については、従来どおり適用されます。
（法令 4 の 3 ②二・⑥一ロ・ニ・二イ～ニ・⑬一イ・ハ・二イ～ハ・⑱一・二イ・ロ・ニ・㉑一～三・五・㉒、改正法令附則 3）	ロ 完全支配関係の継続要件について、合併、分割、現物出資、株式交換及び株式移転の後に適格株式分配が見込まれている場合には、その適格株式分配の直前まで完全支配関係が継続することが見込まれていることとされました。	同 上
（法令 4 の 3 ②二ロ・⑥二イ(2)・⑱二、改正法令附則 3）	ハ 無対価の組織再編成の適格類型の見直し等 (イ) 無対価の合併、分割型分割及び株式交換について、対価の交付が省略されたと認められる適格となり得る類型として株主構成が等しい法人間の関係が追加されました。	同 上
（法令 4 の 3 ④五・⑧六イ・ロ・㉑五、法規 3 の 2、改正法令附則 3）	(ロ) 共同事業を行うための無対価の合併、分割型分割及び株式交換（支配株主がいる場合に限り。）並びに分社型分割が行われた場合の株式継続保有要件について、株式の交付を受けたものとみなされる一定の数を継続して保有されることが見込まれていることとされました。	同 上

(2) 上記(1)ハの対価の交付が省略されたと認められる組織再編成に関連する規定について、次の所要の整備が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p><b>イ 配当等の額とみなす金額</b>（法24③、法令22の2①②、23⑥⑦、改正法附則22）</p>	<p>○ 無対価の非適格合併及び非適格分割型分割のうち、対価の交付が省略されたと認められるものについて、被合併法人又は分割法人の株主等は、対価として合併法人又は分割承継法人の株式の交付を受けたものとみなして、配当等の額とみなす金額を計算することとされました。</p>	<p>平30.4.1以後に行われる合併及び分割型分割について適用されます。</p>
<p><b>ロ 有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入</b>（法61の2②、法令119の7の2②、改正法附則26）</p> <p>（法61の2⑨、法令119の7の2⑤、改正法附則26）</p> <p>（法令119⑩十、改正法附則10①）</p>	<p>○ 無対価の非適格合併で対価の交付が省略されたと認められるものについて、旧株の譲渡対価の額は、その合併の直前の帳簿価額であることが明確化されました。</p> <p>○ 無対価の非適格株式交換で対価の交付が省略されたと認められるものについて、旧株の譲渡対価の額は、その株式交換の直前の帳簿価額であることが明確化されました。</p> <p>○ 株式交換の直前に完全支配関係があった法人間の無対価の非適格株式交換で対価の交付が省略されたと認められるものについて、株式交換完全親法人が取得する株式交換完全子法人の株式の取得価額は、適格株式交換等の場合と同様に計算することが明確化されました。</p>	<p>平30.4.1以後に行われる合併について適用され、同日前行われた合併については、従来どおり適用されます。</p> <p>平30.4.1以後に行われる株式交換について適用され、同日前行われた株式交換については、従来どおり適用されます。</p> <p>平30.4.1以後に行われる適格株式交換等について適用され、同日前行われた適格株式交換等については、従来どおり適用されます。</p>
<p><b>ハ 移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例</b>（法令119の3⑩～⑬⑮、改正法令附則10②）</p>	<p>○ 無対価の非適格合併等で対価の交付が省略されたと認められるものに係る合併法人等の株式の帳簿価額について、その非適格合併等が行われる直前の帳簿価額を基礎として計算した金額により帳簿価額の修正を行うこととされました。</p>	<p>平30.4.1以後に行われる合併、分割型分割、分社型分割及び株式交換について適用され、同日前行われた合併、分割型分割、分社型分割及び株式交換については、従来どおり適用されます。</p>
<p><b>ニ 合併及び分割による資産等の時価による譲渡</b>（法62①、法令122の15、改正法附則27）</p>	<p>○ 無対価の合併及び分割型分割で対価の交付が省略されたと認められるものについて、合併又は分割により資産又は負債の移転をした内国法人は、合併法人又は分割承継法人から合併法人の株式又は分割承継法人の株式をその時の価額により取得し、直ちにこれを株主等に交付したものとされました。</p>	<p>平30.4.1以後に行われる合併及び分割について適用され、同日前行われた合併及び分割については、従来どおり適用されます。</p>
<p><b>ホ 非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等</b>（法62の8⑫、法令123の10⑮、法規27の16②③、改正法令附則12）</p>	<p>○ 内国法人が非適格合併等により被合併法人等から資産又は負債の移転を受けた場合において、その内国法人の株式その他の資産を交付しなかったときにおける、その非適格合併等に係る資産調整勘定及び差額負債調整勘定の金額の計算方法が定められました。</p>	<p>平30.4.1以後に行われる非適格合併等について適用されます。</p>
<p><b>ヘ 資本金等の額</b>（法令8①五～七・十、改正法令附則5①②）</p>	<p>○ 資本金等の額について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>(イ) 無対価の非適格合併、非適格分割型分割、非適格分社型分割で対価の交付が省略されたと認められるものについて、移転を受けた資産の価額から移転を受けた負債の価額を控除した金額を純資産価額として、増加する資本金等の額を計算</p>	<p>平30.4.1以後に合併、分割型分割、分社型分割又は株式交換を行う場合について適用さ</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(法令8①二十一、改正法令附則5①②)</p> <p>(法令8③④、改正法令附則5③)</p>	<p>することとされました。</p> <p>また、無対価の非適格株式交換で、増加する資本金等の額を移転を受けた株式交換完全子法人の株式の取得価額とするものは、対価の交付が省略されたと認められるものであることとされました。</p> <p>(ロ) 金銭その他の資産を交付しない次の自己の株式の取得について、その取得のために通常要する価額をもって資本金等の額を減少することが明確化されました。</p> <p>A 合併による合併法人からの取得</p> <p>B 分割型分割に係る分割法人の株主等としての取得</p> <p>C 適格分割に該当しない無対価分割による取得</p> <p>D 現物分配による現物分配法人からの取得</p> <p>(ハ) 2以上の種類の株式を発行している法人の組織再編成が行われた場合の資本金等の額について、所要の整備が行われました。</p>	<p>れ、同日前に合併、分割型分割、分社型分割又は株式交換を行った場合については、従来どおり適用されます。</p> <p>平30.4.1以後に自己の株式の取得を行う場合について適用され、同日前に自己の株式の取得を行った場合については、従来どおり適用されます。</p> <p>平30.4.1以後に行われる合併等について適用され、同日前に行われた合併等又は無対価適格合併等については、従来どおり適用されます。</p>

### 3 その他

○ その他、法人税等に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(1) <b>連結納税の承認の申請</b> (旧法4の3⑫、旧法令14の7①、改正法令附則1五イ、改正法令附則1二、6①)</p> <p>(法令14の7③、旧法令14の7④、改正法令附則1二、6②)</p>	<p>○ 連結親法人となる法人が連結納税の承認の申請書を提出した場合に、他の内国法人(連結子法人となる法人)が税務署長に提出することとされている連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書について、その提出が不要とされました。</p> <p>○ 他の内国法人(連結子法人となる法人)が連結親法人等との間に完全支配関係を有することとなった場合に、他の内国法人が税務署長に提出することとされている完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類について、その提出が不要とされました。</p>	<p>平31.4.1前に他の内国法人が申請書を提出した場合には、従来どおり適用されます。</p> <p>他の内国法人が平31.4.1以後に連結親法人又は内国法人との間に完全支配関係を有することとなる場合における書類の提出について適用され、他の内国法人が同日前に連結親法人又は内国法人との間に完全支配関係を有することとなった場合における書類の提出における届出については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(2) <b>連結納税の承認の取消しの手続等</b> (旧法令14の9②、改正法令附則1二、7)</p>	<p>○ 連結子法人が連結親法人等との間に完全支配関係を有しなくなったこと等の事由が生じた場合に、連結子法人が税務署長に提出することとされている連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類について、その提出が不要とされました。</p>	<p>平31.4.1以後に事由が生ずる場合における書類の提出について適用され、同日前に事由が生じた場合における書類の提出について</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
		は、従来どおり適用されます。
(3) 公益の増進に著しく寄与する法人の範囲（法令77一の二、改正法令附則8、地方独立行政法人法21六、地方独立行政法人法施行令6一）	○ 特定公益増進法人の範囲に、申請等関係事務の処理業務（市区町村の窓口関連業務）並びに介護医療院の設置及び管理業務を行う地方独立行政法人が追加されました。	平30.4.1以後に支出する寄附金について適用され、同日前に支出した寄附金については、従来どおり適用されます。
(4) 法人税額等の損金不算入（法38②一、改正法令附則1）	○ 相続税法第66条の2（特定の一般社団法人等に対する課税）の規定により特定一般社団法人等が納付することとなる相続税の額について、損金の額に算入しないこととされました。	平30.4.1から適用されます。
(5) 交換により取得した資産の圧縮額の損金算入（法50①一、改正法令附則1十ロ、24）	○ 対象となる固定資産について、農地法の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する農地の上に存する農作物の栽培に関する権利が追加されました。	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平30.4.27現在審議中）の施行の日以後に行う交換について適用され、同日前に行った交換については、従来どおり適用されます。
(6) 繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等（法令121の4①②、改正法令附則11）	○ ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請について、次のとおり見直しが行われました。 イ 申請期限が、適用を受けようとする最初の事業年度の申告書の提出期限の3月前の日とされました。 ロ 記載事項に、次の事項が追加されました。 （イ）適用を受けようとする最初の事業年度 （ロ）適用を受けようとする最初の事業年度がデリバティブ取引等を行った事業年度でない場合にはその事業年度において承認を受けなかった理由 ハ 承認申請書に記載された適用を受けようとする最初の事業年度から適用することとされました。	平30.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(7) 時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等（法令121の10①②、法規27の9⑥、改正法令附則11）	○ 上記(6)と同様の改正が行われました。	上記(6)の適用時期等と同じとなります。
(8) 確定給付企業年金等の掛金（法令135四、法規27の20②二、改正法規附則1一）	○ 損金の額に算入される確定給付企業年金等の掛金について、次の掛金が追加されました。 イ 確定拠出年金法の中小事業主掛金納付制度により中小事業主が個人型確定拠出年金に加入している従業員のために拠出限度額の範囲内で拠出した掛金 ロ 確定給付企業年金に係る規約に基づいて加入者であった者のために支出した独立行政法人勤労者退職金共済機構への移換に係る掛金	平30.5.1から適用されます。
(9) 資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入（法令139の4⑥、改正法令附則1六イ、14①）	○ 課税仕入れ等が軽減税率の対象資産の課税仕入れ等である場合の地方消費税の額に相当する金額について、その地方消費税を税率が1.76%の消費税であると仮定して計算した金額とすることとされました。	平35.10.1以後に行う課税仕入れ及び保税地域から引き取る課税貨物について適用され、同日前に行った課税仕

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(法令139の4⑥、改正法令附則1三、14②)</p> <p>(法令139の4⑥、改正法令附則1六イ、14③④)</p>	<p>○ 平成31年10月1日から平成35年9月30日までの間に行う課税仕入れ等に係る地方消費税の額に相当する金額について、31年軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合等に該当するものである場合には、その地方消費税を税率が1.76%の消費税であると仮定して計算した金額とすることとされました。</p> <p>○ 平成35年10月1日から平成41年9月30日までの間に適格請求書発行事業者以外の者(免税事業者)から行う課税仕入れに係る控除対象外消費税額等について、その課税仕入れの支払対価の額に係る消費税額相当額を平成35年10月1日から平成38年9月30日までの間は80%を乗じた額と、平成38年10月1日から平成41年9月30日までの間は50%を乗じた額とみなす経過措置に伴う所要の整備等が行われました。</p>	<p>入れ及び保税地域から引き取った課税貨物については、従来どおり適用されます。</p> <p>平31.10.1から適用されます。</p> <p>平35.10.1から適用されます。</p>
<p>(10) 個別帰属額等の届出 (法81の25②、改正法附則37①)</p> <p>(法81の25③④、改正法附則37②)</p>	<p>○ 連結親法人が、電子情報処理組織を使用する方法による申告を行った場合において、電子情報処理組織を使用する方法又は光ディスク等を提出する方法により連結子法人の個別帰属額等を提供した場合には、「連結子法人の個別帰属額等の届出書」の提出が不要とされました。</p> <p>○ 連結子法人の「個別帰属額等に異動があった場合の届出書」の提出について、修正申告書の提出により個別帰属額等の異動があった場合のみ(更正により異動があった場合は不要)とされました。</p> <p>なお、個別帰属額等の異動があった場合に、連結親法人が、電子情報処理組織を使用する方法による修正申告を行った場合において、電子情報処理組織を使用する方法又は光ディスク等を提出する方法により連結子法人の個別帰属額等を提供したときにも、「連結子法人の個別帰属額等の届出書」の提出が不要とされました。</p>	<p>平32.4.1以後に終了する連結事業年度に係る個別帰属額等を記載した書類について適用されます。</p> <p>平32.4.1以後に個別帰属額等に異動があった場合におけるその異動に係る書類については、適用され、同日前に個別帰属額等に異動があった場合におけるその異動に係る書類については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(11) 代表者等の自署押印 (旧法151、改正法附則41②)</p>	<p>○ 内国法人が法人税申告書等を提出する場合における自署押印制度は、廃止されました。</p>	<p>平30.4.1前に終了した事業年度の確定申告書及び同日前に納税義務が成立した中間申告書に係る法人税の中間申告書並びにこれらの申告書に係る修正申告書で同日前に提出したものに係る自署及び押印については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(12) 代表者等の自署押印義務違反に係る罰則(旧法161)</p>	<p>○ 本制度は、廃止されました。</p>	<p>同上</p>
<p>(13) 公共法人の範囲(法別表第一、改正法附則1十二ロ)</p>	<p>○ 地方税法の改正に伴い、同法に基づき設立される地方税共同機構が公共法人に追加されました。</p>	<p>平31.4.1から適用されます。</p>
<p>(14) 代表者等の自署押印 (旧地方法30、改正法附</p>	<p>○ 内国法人が地方法人税申告書等を提出する場合における自署押印制度は、廃止されました。</p>	<p>平30.4.1前に終了した課税事業年度の地方</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
則42③)		法人税確定申告書及び同日前に納税義務が成立した地方法人税中間申告書に係る地方法人税の地方法人税中間申告書並びにこれらの申告書に係る修正申告書で同日前に提出したものに係る自署及び押印については、従来どおり適用されます。
(15) 代表者等の自署押印義務違反に係る罰則(旧地方法35)	○ 本制度は、廃止されました。	同上
(16) 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例(措法61①、68の63の2①)	○ 適用期限が平成32年3月31日まで2年延長されました。	—
(17) 交際費等の損金不算入(措法61の4①、68の66①)	○ 適用期限が平成32年3月31日まで2年延長されました。	—
(18) 技術研究組合の所得の計算の特例(措法66の10①、68の94①)	○ 適用期限が平成33年3月31日まで3年延長されました。	—
(19) 中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用(措法66の13①②、68の98①②)	○ 中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置及び設備廃棄等欠損金額の特例について、その適用期限が平成32年3月31日まで2年延長されました。	—
(20) 特定の医療法人の法人税率の特例(措令39の25①五、措規22の15①、改正措令附則31)  (措令39の25③三)	○ 承認要件について、その経理に関し次の基準に適合していることとする要件が追加されました。 イ 青色申告法人の帳簿書類の保存に準じて、帳簿書類を備えて付けてこれにその取引を記録し、かつ、その帳簿書類を保存していること。 ロ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他不適切な経理が行われていないこと。  ○ 承認に係る申請書の添付書類に、上記追加要件を満たすことを説明する書類が追加されました。	平30.4.1以後に開始する事業年度に係る承認又は承認の取消しについて適用され、同日前に開始した事業年度に係る承認又は承認の取消しについては、従来どおり適用されます。  —
(21) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(措法67の5①、68の102の2①、改正法附則1五ロ、29改正法附則62①、75③)	○ 適用対象から、中小企業者のうち適用除外事業者(4ページI1【改正の内容】(2)の(注1)参照)に該当するものが除外されました。	平31.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(措法67の5①、68の102の2①)	○ 適用期限が平成32年3月31日まで2年延長されました。	—
(22) 代表者等の自署押印 (旧復興財源確保法60、 改正法附則126③)	○ 内国法人が復興特別法人税申告書等を提出する場合における自署押印制度は、廃止されました。	平30.4.1前に終了した課税事業年度の復興特別法人税申告書及びこの申告書に係る修正申告書で同日前に提出したものに係る自署及び押印については、従来どおり適用されます。
(23) 代表者等の自署押印 規定義務違反に係る罰 則 (旧復興財源確保法 66)	○ 本制度は、廃止されました。	同上